

# 個人情報取扱細則

## 第1章 総則

第1条（目的）本細則は、幸手東武団地自治会会則第73条にもとづいて、自治会が保有する個人情報の適正な取り扱いと自治会事業の円滑な運営を図ることにより、個人の権利を保護するために定める。

第2条（責務）自治会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとし個人情報の管理責任者を自治会長とする。

第3条（個人情報）前条の個人情報とは、次のものに該当する。

- 1 「会員」として自治会に提出された氏名（家族、同居人を含む）・住所・電話番号
- 2 個人を識別できる写真・音声・映像
- 3 電子メールアドレス
- 4 個人名以外の個人を特定できる内容
- 5 その他、自治会にとって必要な事項で個人に同意を得た事項。

## 第2章 情報の管理

第4条（利用）取得した個人情報は、次の目的に沿った利用をおこなうものとし、それを超えて利用する場合は、会長の承認を得た後に、本人へ利用目的を通知し同意を得てからとする。

- 1 会員管理用データとして利用
- 2 会費徴収管理用データ及び自治会業務の連絡等のデータとして利用
- 3 自治会員名簿の作成、および会員所在地図の作成に利用
- 4 緊急時、災害時の連絡網および要支援者リストの作成に利用
- 5 毎年度の役員、選挙管理委員、班長、事務局員の名簿として利用
- 6 各会議における付議資料及び議事録作成に利用
- 7 自治会館等における予約・利用・管理のデータとして利用
- 8 自治会活動への参加者把握や活動実施報告等として利用
- 9 自治会内の空地所有者及び草刈希望者の把握・管理運用業務に利用
- 10 その他、市役所等との事務処理に利用

第5条（取扱い）前4条に定める個人情報の利用については自治会活動における必要最低限とし、会員は次の範囲で取扱うものとする。

- 1 自治会活動で知りえた個人情報を第三者に知らせてはならない、自治会活動から離れて後も同様とする。
- 2 会員に知らされた個人情報は会員の責任で管理し、第三者に知らせてはならない。また不要となった個人情報は会員の責任で焼却・消去等を行い個人情報が流出しないよう努めなければならない。

第6条（管理）保有する個人情報とは会長又は会長が指定する役員又は事務局員が保管するものとし、次により適正に管理する。

- 1 電磁情報の管理についてはパスワード等のセキュリティを設定し適正に使用管理を行わなければならない。
- 2 紙媒体情報については紛失・盗難等に気を付け、保管時は鍵のかかるところに保管を行わなければならない。
- 3 不要となった個人情報は速やかに破棄等行い、適正に管理を行わなければならない。

第7条（提供先）個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要な場合
- 3 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- 4 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法律の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- 5 自治会連合会、学校、これに準ずる公共目的の団体
- 6 その他、自治会であらかじめ決めた提供先

### 第3章 訂正・削除および改廃

第8条（訂正と削除）自治会は保有する個人情報の訂正又は削除の申し出があった場合は次により取り扱いをしなければならない。

- 1 本人から訂正請求あった場合において、請求に理由があると認められるときは、保有する個人情報の訂正をしなければならない。
- 2 保有する個人情報の訂正又は削除の申し出があった場合は速やかにこれを訂正又は削除しなければならない。

第9条（改廃）この細則の改廃は、班長会議の議決を経へ総会の決議を経なければならない。

### 附則

第10条（実施）本細則は、平成27年6月21日から実施する。